

消防総第245号
消防地第214号
消防広第89号
消防情第103号
令和7年3月21日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁総務課長
消防庁国民保護・防災部地域防災室長
消防庁国民保護・防災部広域応援室長
消防庁国民保護・防災部防災情報室長
(公 印 省 略)

災害時における消防庁映像共有システムを通じた映像情報の共有について（通知）

消防庁では、「消防庁映像共有システムの運用開始及び活用促進について（通知）」（令和6年9月13日消防情第229号）により通知しているとおり、災害時における国・地方公共団体間の情報共有など災害対応の充実を図るため、消防庁と地方公共団体との間において災害現場の映像（動画及び静止画）を迅速に共有できる「消防庁映像共有システム」（以下「本システム」という。）を運用しているところです。

この度、岩手県大船渡市の林野火災における緊急消防援助隊の活動結果を踏まえ、映像等による情報収集を行い、被災地の正確な情報を共有し、同一の認識の中で緊急消防援助隊等の派遣の要請や活動を実施できたこと、報道機関等を通じた国民への広報などを実施できたことで、改めて有用であることが認識されました。

本システムを通じた映像共有の徹底により、国・地方公共団体での災害対応の一層の充実を図るため、下記のとおり通知しますので、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、各都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対する助言を含め、消防庁との映像共有を徹底するようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防本部における映像共有の徹底

- (1) 被災自治体と消防庁での早期の災害映像情報の共有は、迅速な緊急消防援助隊派遣のための災害実態の把握、活動方針の決定に必要不可欠であるため、被災地域の消防本部は本システムによる消防庁との発災後の速やかな映像共有を徹底すること。
- (2) 応援都道府県の緊急消防援助隊として出動する際は、被災状況、緊急消防援助隊、地元消防本部・消防団の活動状況を撮影し、本システムによる消防庁との映像共有を徹底すること。
- (3) 本システムは内閣府新総合防災情報システムとも接続し、関係府省庁、地方公共団体との映像共有の体制が整ったことから、国・地方公共団体間における災害対応の充実のためにも本システムによる消防庁との映像共有を徹底すること。

2 消防本部における責任者、担当者の登録

- (1) 各消防本部においては、消防庁との映像共有の徹底のため、責任者、担当者を登録し、都道府県は別紙によりとりまとめ消防庁に報告すること。
- (2) 各消防本部の責任者・担当者は、発災時に消防庁からの映像共有に関する窓口となること。
- (3) 緊急消防援助隊として出動した際の応援側消防本部としての広報担当が(1)で登録した者と異なる場合は、広報担当者(緊急消防援助隊)として登録し、都道府県は別紙によりとりまとめ消防庁に報告すること。

3 消防団における利用体制の充実

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について」(令和7年1月31日消防地第66号)等において依頼しているとおり、消防団における本システムの積極的な活用や、本システムの活用促進に向けた研修等の取組を積極的に実施すること。

また、本システムの活用促進のため、消防団が利用する投稿アカウントについて、消防団に配布していない市町村及び消防本部については、当該アカウントの配布を行うこと。なお、今後、消防団への投稿アカウントの配布状況については、調査する予定であるため留意いただきたい。

4 内閣府新総合防災情報システムへの連携

災害時に本システムを通じ共有された映像については、消防庁の判断により内閣府新総合防災情報システムへ連携し、関係府省庁及び地方公共団体に限り共有することがある。

5 その他

- (1) 災害等に関しホームページやSNSで投稿した映像や、報道機関等に提供した映像は、投稿・提供の事実（日時、場所、撮影者、活動内容）が分かるようコメントを付け本システムで共有すること。
- (2) 小型無人機等（ドローン）で撮影した映像についても、録画、投稿が可能なものは本システムに投稿すること。
- (3) 本システムの活用を図るため、説明会、訓練等について別途通知をする。都道府県内での単独訓練においても積極的に本システムを活用すること。

(参考添付)

- ・消防庁映像共有システムの運用開始及び活動促進について（通知）（令和6年9月13日消防情第229号）
- ・消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について（令和7年1月31日消防地第66号）抜粋

※責任者担当者登録表（別紙）の提出について

（都道府県は東京消防庁・各指定都市消防本部分もとりまとめ回答ください）

締め切り：令和7年4月10日

提出先：消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室

メールアドレス：eizow-system@ml.soumu.go.jp

【消防庁映像共有システムに関する事項】

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室

担当：田村課長補佐、元廣係長、君塚事務官、
橋村事務官、奥田事務官

電話：03-5253-7526（直通）

E-Mail：eizow-system@ml.soumu.go.jp

【広報に関する事項】

消防庁総務課

担当：山澤政策評価広報官、神田係長

電話：03-5253-7521（直通）

E-Mail：fdma-soumuka-kouhou@soumu.go.jp

【消防団に関する事項】

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室

担当：川崎補佐、山下係長

電話：03-5253-7561（直通）

E-Mail：syobodan@ml.soumu.go.jp

【緊急消防援助隊に関する事項】

消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室

担当：伊藤課長補佐、中野係長、鈴木事務官、
谷川事務官

電話：03-5253-7569（直通）

E-Mail：kouiki-chousei@ml.soumu.go.jp